



西澤千晴「Dawn」2013年 アクリル、パネル、キャンバス 98×65cm Courtesy of the artist and Tokyo Gallery+BTAP



米田知子
「坂口安吾の眼鏡—『朝鮮会談に関する日記』の原稿を見る」
2013年 ゼラチンシルバープリント ed.7
image: 75x75cm / frame: 78.1x78.1cm
copyright the artist courtesy ShugoArts

万里子「Sun Eclipse」2009年 ミクストメディア、紙 69×9cm photo by Keizo Kioku ©the artist



株機器「Birds wallpaper!」NO-4# - 04 ×
コレクション
©Midori Sato, Courtesy of Tomio Koyama
Gallery



勇魚「起源」2015年 活性サンゴ、透明エボ
樹脂、溶岩石、他 75×35×30cm

減価償却制度の変遷

2015 (平成 27)	2011 (平成 23)	2008 (平成 20)	2007 (平成 19)	2000 (平成 12)	1998 (平成 10)	1988 (昭和 63)	1980 (昭和 55)	1964 (昭和 39)	1961 (昭和 36)	1951 (昭和 26)	1918 (大正 7)
7月19日付王秘第1177号主税局長通牒が、減価償却制度を初めて規定。定率法を採用し、残存価額は取得価額の10%。	機械設備の稼働率向上を勘案し、機械装置の耐用年数が大幅に短縮、製造方法ないし製造設備の多様化に対応し、製造設備の種類を新設、区分の細分化。	機械設備の稼働率向上を勘案し、機械装置の耐用年数が大幅に短縮、製造方法ないし製造設備の多様化に対応し、製造設備の種類を新設、区分の細分化。	美術品等が減価償却の対象として定められる。取得価額は1点が20万円（絵画の場合）号＝2万円）未満とされた。	物価上昇への対応や税制の簡便化を図るため、少額減価償却資産の限度額が10万円から20万円に引き上げた。	法人税の課税ベースの適正化の観点から、建物の法定耐用年数が約10～20%短縮されるなど改正が行われる。	技術進歩を鑑みて、ソフトウエアを無形固定資産として処理することとされる。	償却資産使用の実態、諸外国の制度、企業の国際競争力、財政への影響を考慮し、制度を総合的に見直し。償却可能限度額および残存価格を廃止。耐用年数経過時点に備忘価額1円を残し償却。定率法を定額法償却率の250%に。	課税ベースの拡大の一環として、定率法が制度の簡素・合理化を主眼とし、改正。機械および装置の耐用年数が見直される。	課税ベースの拡大の一環として、定率法が明らかなるものを除いて取得価額が1点100万円未満であるもの、また価値減少が明らかであれば100万円以上でも償却可能に。	美術品等について、価値の減少しないことが250%から200%に改定。	7月19日付王秘第1177号主税局長通牒が、減価償却制度を初めて規定。定率法を採用し、残存価額は取得価額の10%。

○ ギャラリー 一覧

orth Wing ギャラリー小暮／日動画廊／靖山
廊／NUKAGA GALLERY／ギャラリー椿／ギ
ラリー広田美術／水戸戸貿易／しぶや黒田陶苑
丸栄堂／瞬生画廊／藏丘洞／ART GALLERY
舞月

outh Wing 小山登美夫ギャラリー／SCAI
THE BATHHOUSE／シュウゴアーツ／東京画廊
BTAP／タグチファインアート／ギャラリー戸村



東夏樹「彼女の風景」2015年 顔料、墨、膠、
金泥 紙本 162×75×5cm

The Project of Art Fair Tokyo 100KIN

減価償却制度が改定された今、「100KIN」の狙いとは？

画・プロディース
山本豊津

まとも・ほづ 1948年生まれ。71年武蔵野美術大学造形学部建築科卒業。元大蔵大臣村山達雄書。アート・パートナーズなどへ出展し、日本の現代美術を世界に紹介。アートフェア東京のコミッティーへ、全銀座会の催事委員を務める。現在、一般社団法人アート東京理事、東京画廊代表。

昨年11月、美術品をめぐる減価償却制度が改正され、対象金額が20万円未満から100万円未満へ引き上げられた（＊）。この改定を受け、「100K」（ニーキー）と称したエリアでは制度への認知を高めるとともに、今後の値上がりが期待でき、資産形成においても有望な100万円未満の作品を展示・販売する。ディレクターを務める山本豊津氏に企画について聞いた。

個人のコレクターにももちろん関心をもつていただきたいのですが、主たるターゲットは法人と考えています。企業が減価償却制度を利用して美術作品を購入し、多くの人と共有する、そして社会のなかで資産として循環するきっかけが生まれることが望ましいとええばアートフェア東京のスポンサーのうち、銀行は、世界各国の

原三溪のよう、私財を投じて作家を援助した人物がいました。彼は日本文化を誇るべきものだと考え優れた作家や作品の価値を守つていこうとしたわけです。原ほどの大人物は不世出でしうが、日本の未来を考えるとき、同じ気概を持った人が不可欠です。税制についての理解が深まることで、企業の考えも変わってくるはずだと思います。今後も美術品をめぐる法則変化が増加される

――「100K-N」を企画した経緯について聞かせてください。

―― 現代社会でアートを所有することの意義とは何でしょうか。

現代の都市は、コンクリートなどで構成された堅い空間です。それを柔らかい空間に転換できるのがアートなのだと思います。ストレスを軽減し、そこにいる人の精神的なフレッシュアップをし、環境を保全するという役割があります。

古文書、出土品、遺物等と美術関係の年鑑等に登載されている作者の作品は減価償却資産に該当せず、それ以外の1点20万円（絵画の場合号2万円）未満の美術品が減価償却できるとされた。

2015年1月の改正で、減価償却資産の判定額が100万円未満になり、号あたりの基準と年鑑の参照も廃止された。耐用年数は室内装飾品で金属製のものが15年、それ以外は8年。「時の経過によりその価値が減少しないこと」の立証が事実上困難なことを考へると、100万円未満の

LOOKIN

